

第 95 号議案

大田区産業プラザの指定管理者の指定について

1 指定管理候補者及びその期間

名 称：公益財団法人大田区産業振興協会
 所在地：大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号
 期 間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

2 現在の指定管理者及びその期間

名 称：公益財団法人大田区産業振興協会
 期 間：平成29年4月1日から令和4年3月31日まで（5年間）

3 選定方法

特命指定方式による候補者を、指定管理者審査委員会を設置して審査し選定した。

4 選考経過

- (1) 選考方法の決定 令和3年8月12日
- (2) 提出書類の提出期間 令和3年8月12日から9月3日まで
- (3) 指定管理者審査委員会 令和3年9月22日
- (4) 審査結果通知 令和3年10月4日

5 選考基準及び評価点

評価区分	審査項目	配点	評価点
基礎項目	資格、欠格事由、労働環境、財務状況	必須要件	
適格性	経営理念、運営方針	10	9.5
管理運営能力	管理運営計画（事業運営）、管理運営計画（建物管理業務）、安全管理、管理実績	45	39.8
	自主事業実施計画	15	12.8
	人員配置計画	10	8.5
収支計画	収支予算書	10	8.5
プレゼンテーション及びヒアリング		10	8.5
総合得点		100	87.5

※評価点は、各審査委員の平均値

6 選考理由（概要）

- ・専門審査員（公認会計士）の審査結果は、指定管理業務を安全かつ円滑に履行できる良好な経営状況であるとの評価であった。
- ・法人の経営理念が大田区産業の推進並びに勤労者福祉の増進に資するものであり、公の施設たる当該施設の設置目的を十分に理解していると評価でき、大田区の産業振興施策の推進に寄与する運営が期待できる。
- ・経験者による人員配置、利用率向上のためのM I C E活動、地域貢献に関する取り組みが優れており、当該施設の管理実績も豊富である。
- ・個人情報保護、セキュリティ対策、緊急時の対応体制などの取り組みが、求める水準を超えていることから特に評価できる。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングにおいては、産業施策の推進、時代や環境の変化への対応、利用率向上などについての提案があり、指定管理者になることへの強い意欲、適格性が認められた。
- ・これらを総合的に評価した結果、総合得点が、審査基準に定めた評価点（70点）を超え、審査委員の合議により指定管理候補者として選定した。